子ども被災者支援法基本方針　概要

議員立法（全会一致）により平成24年6月成立。平成25年10月基本方針策定、平成27年8月改定。

ポイント

○　支援の対象地域については、法第８条に基づく「支援対象地域」に加え、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を設定し、きめ細かな被災者支援を実施。

○　当面、支援対象地域の縮小はせず、引き続き必要な施策を行っていくとともに、いずれの地域かにかかわらず、被災者が自ら居を定め、安心して自立した生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く。

＜支援の対象地域＞

支援対象地域

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）を法第８条に基づく「支援対象地域」とする。

準支援対象地域

支援対象地域以外の地域に、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を定める。

※　線量が発災時と比べ大幅に低減し、避難指示区域以外の地域から新たに避難する状況にはないが、避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには、一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。

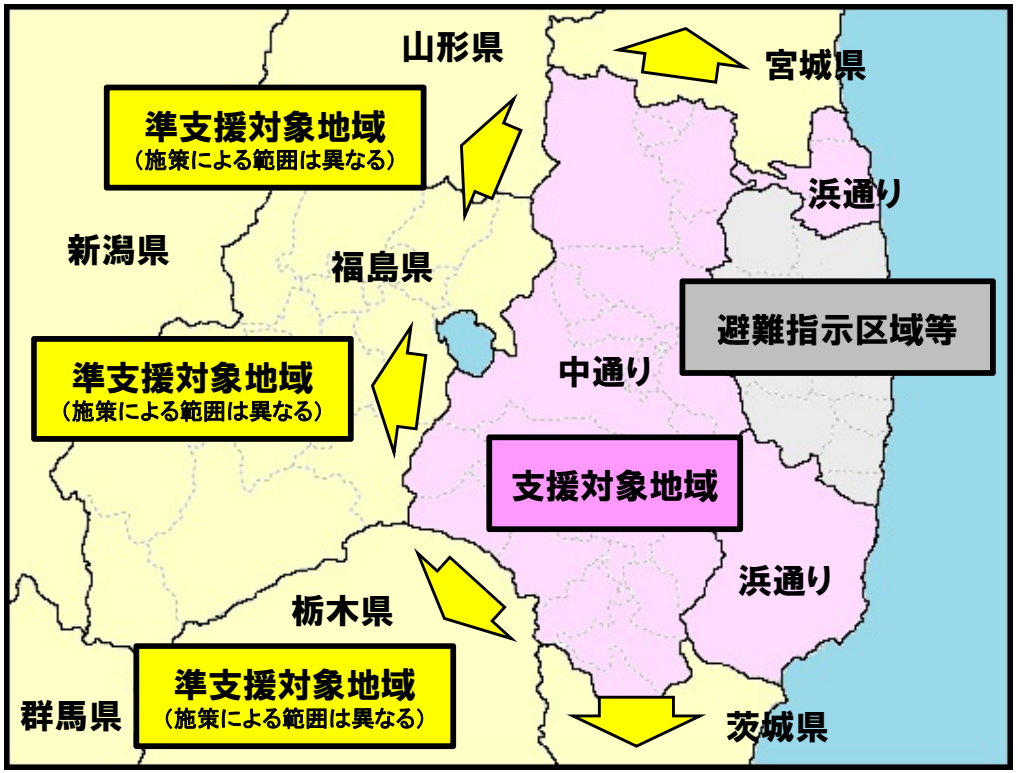

※「準支援対象地域」は、施策ごとに設定

＜施策の基本的事項＞

被災者が、いずれの地域かにかかわらず、自ら居を定め、安心して自立した生活ができるよう、法の趣旨に沿って、定住支援に重点を置きつつ、地方創生分野の取組など各施策も活用しながら、引き続き必要な施策を行う。

子ども被災者支援法基本方針に関する施策例

放射線による健康への影響調査、医療の提供等

- 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進。
- 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握。
- 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実。
- リスクコミュニケーション事業の継続・充実。
- 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の県外検査実施機関の拡充に努める。

自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

- 福島県内の子どもを対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子どもたちとの交流活動を支援。
- 子供のいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子供の心身のケアなど、被災した子供への総合的な支援を実施。

民間団体を活用した被災者支援

- 福島県の県外避難者の相談支援や自主避難者への情報提供を支援する取組などを支援。
- 県外自主避難者に対する定住支援等を行うNPO等の支援団体が広域的に連携していくことにより、効果的な支援を行う体制を強化。

学校給食の安心対策

- 学校給食のより一層の安心確保のため、学校給食の放射性物質の検査を実施。

（対象地域）
青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県

住宅の確保に関する支援

- 福島県における応急仮設住宅の供与期間を、平成２９年３月末まで延長（※県が行う移転費用支援及び民間賃貸住宅の家賃補助への支援を検討）。
- 平成23年3月11日時点で福島県中通り・浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた避難者の公営住宅への入居の円滑化を支援。

就労に関する支援

- 避難先や避難元で就職を希望する場合、子育て中の方に対する就職支援を行っているマザーズハローワークを含めた全国のハローワークにおいて、きめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施。

※本資料で挙げた施策は一例であり、「施策とりまとめ」においては支援の内容ごとに20分野における支援施策を取りまとめている。
※定住支援など各自治体において行っている地方創生分野の取組も活用していく。